

令和7年度
公用車売却一般競争入札実施要領

※入札に参加するには事前受付が必要です。

産山村役場 総務課

公用車売却要領

下記の要領で、一般競争入札の方法により公用車を売却します。

【1】売却物

車名	トヨタ
ボディカラー	ブラック
型式	DAA-ATH20W
自動車の種別	普通
登録番号	熊本 300 る 774
初年度登録	平成 24 年 2 月
総排気量	2.36 L
燃料の種類	ガソリン
走行距離	135,561 km (令和 8 年 2 月 6 日時点)
最低販売価格	800,000 円
車検有効期限	令和 9 年 2 月 27 日
駆動方式	フルタイム 4WD

【2】入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- (4) 村税等を滞納している者
- (5) 前各号のいずれかに該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めた者

【3】入札・売却についての注意事項

- (1) 入札参加に際しては本書を熟読され、関係規則等を承知したうえで

申し込んでください。

- (3) 入札申込する際は必ず売却物の現車を確認したうえで申込を行ってください。売却物(現車)の確認は、役場総務課までご連絡ください。

【4】入札参加申込

- (1) 入札に参加しようとする者又は法人は、入札参加申請書、関係書類を揃え、参加受付期間内に産山村役場総務課へ提出してください。

<受付期間>

令和8年2月24日(火)～3月9日(月) 8時30分～17時15分

※土日祝祭日を除く

<提出先>

〒869-2703

産山村大字山鹿488番地3

産山村役場 総務課

<提出書類>

【個人の場合】

1. 入札参加申請書
2. 住民票(産山村民以外:3か月以内に発行されたもの)
3. 納税証明書(産山村民以外:市町村税の滞納がない証明)

【法人の場合】

1. 入札参加申請書
2. 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
(3か月以内に発行されたもの)
3. 納税証明書(国税、県税、市町村税の滞納がない証明)
(直近のもの)

- (2) 村で申込書を審査し、適正であると認めたときは、後日、入札者に次の書類を交付します。

(ア) 入札参加承認書

(イ) 入札書

(ウ) 委任状

- (注) 以上の書類に必要事項を記入・押印等を行い入札日に必ずご持参ください。また、代理人により入札参加の申込みを行う場合は、委任状をご提出ください。

法人がその社員に委任する場合であっても、委任状をご提出くださ

い。委任した場合、入札書に受任者の署名・押印がなければ、その入札は無効となります。

- (3) 入札参加申請書を提出後、入札を辞退する場合は入札辞退届出書(任意)を入札期日の前日までに担当課へご提出ください。

【5】入札及び開札の日時及び場所

日時 令和8年3月13日(金) 午前10時から

場所 産山村役場 会議室(産山村大字山鹿488番地3)

◆次の書類を必ず持参してください。

- (ア) 入札参加承認書
- (イ) 入札書
- (ウ) 委任状 ※代理人に委任する場合

【6】入札の方法

- (1) 入札は、本村指定の入札書を使用し、入札箱に投入していただきます。投入後、入札の取消しや入札書に記載した金額の変更をすることはできません。
- (2) 入札金額は、税込み価格を記入してください。
- (3) 代理人は、入札前に委任状を提出してください。
- (4) 入札参加申込書、入札書及び委任状の押印は、同一のものでなければなりません。
- (5) 落札者は、最低売却価格以上かつ最高入札価格を行った者となります。
- (6) 落札となるべき者が複数いた場合、抽選によって落札者を決定します。
- (7) 次に該当する入札は、無効となります。
 - 1. 入札参加資格がない者の入札
 - 2. 入札価格が最低売却価格に達していない入札
 - 3. 代理人であらかじめ委任状を提出しなかった者の入札
 - 4. 同一物件に対し1回の入札において2通以上の入札を行った者の入札
 - 5. 入札書の金額が訂正されている又は記載事項が判読できない入札
 - 6. 入札書に金額及び記入押印がない入札
 - 7. 入札にあたり不正行為があった者の入札
 - 8. 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

【7】 入札の中止又は延期

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、入札を中止又は延期した場合において、入札者及び入札に参加しようとする者が損害を被っても、村はその責任を負いません。

【8】 契約の締結

- (1) 落札の通知を受けた日から、7日以内に契約を締結していただきます。また、開札後、落札者に対し契約説明を行いますので、落札者ご本人または代理人が必ず出席してください。

【9】 売買代金の納入

- (1) 売買代金は、契約締結日から30日以内に納入してください。売買代金の分納はできません。
- (2) 期間内に売買代金の納入がない場合は、当該契約を解除します。

その他、ご不明な点等ございましたら担当課までお尋ねください。

お問い合わせ先
産山村役場 総務課
TEL:0967-25-2211